(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区分	係数	区分	係数
Ⅰの地域10種地	0.017	Ⅱの地域10種地	0.010
Ⅰの地域9種地	0.017	Ⅱの地域9種地	0.010
Ⅰの地域8種地	0.017	Ⅱの地域8種地	0.010
Ⅰの地域7種地	0.013	Ⅱの地域7種地	0.009
Ⅰの地域6種地	0.007	Ⅱの地域6種地	0.006
Ⅰの地域5種地	0.005	Ⅱの地域5種地	0.005
Ⅰの地域4種地	0.000	Ⅱの地域4種地	0.000
Ⅰの地域3種地	0.000	Ⅱの地域3種地	0.000
Ⅰの地域2種地	0.000	Ⅱの地域2種地	0.000
Ⅰの地域1種地	0.000	Ⅱの地域1種地	0.000

備考　（略）

(3)・(4)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十九年度分の事務費交付金から適用する。

○厚生労働省令第一号
国土交通省令第一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　石井　啓一

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公営住宅法第四十五条第一項の事業） **第一条**　（略） 一・二　（略） 三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助（次条において「共同生活援助」という。）を行う事業 四　（略）	（公営住宅法第四十五条第一項の事業） **第一条**　（略） 一・二　（略） 三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助（次条において「共同生活援助」という。）を行う事業 四　（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区分	係数	区分	係数
Ⅰの地域10種地	0.018	Ⅱの地域10種地	0.010
Ⅰの地域9種地	0.018	Ⅱの地域9種地	0.010
Ⅰの地域8種地	0.018	Ⅱの地域8種地	0.010
Ⅰの地域7種地	0.013	Ⅱの地域7種地	0.009
Ⅰの地域6種地	0.007	Ⅱの地域6種地	0.006
Ⅰの地域5種地	0.005	Ⅱの地域5種地	0.005
Ⅰの地域4種地	0.000	Ⅱの地域4種地	0.000
Ⅰの地域3種地	0.000	Ⅱの地域3種地	0.000
Ⅰの地域2種地	0.000	Ⅱの地域2種地	0.000
Ⅰの地域1種地	0.000	Ⅱの地域1種地	0.000

備考　（略）

(3)・(4)　（略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　二八〇円（本体二六〇円）　（配送料別）